

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジ応援計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県西条市

### 3 地域再生計画の区域

愛媛県西条市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市の有効求人倍率は、平成27年4月時点で1.09であったものが、この1～2年は1.5から2.0の間を推移している。また、平成27年国勢調査時における生産年齢人口は61,050人であったが、15年後の令和12年には48,715人（社人研推計）と大幅に減少する見込みとなっており、本市の労働力をめぐる情勢は更に厳しくなることが想定される。現在、人口に比して製造業を中心とする産業の規模が大きい本市では、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足の影響が深刻化しており、多くの地域中小企業が慢性的な人材不足を経営課題に掲げている。

「第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のタイミングで実施した人口ビジョンの見直しでは、本市は既に出産適齢期の女性の人数が減少し、かつ既に合計出生率が1.72（2020年公表値では1.75）と高い状況にあるため、出生率の向上だけは人口の大幅増は期待できないとの結論に至っている。つまり、本市にとっては人口の社会増に期待せざるを得ない状況にあり、即効性のある人材不足を緩衝する施策を実施する必要があることから、これまで移住促進や関係人口創出に向けた取組を積極的に推進してきた。その結果として、今日的にはそれらの取組が全国的な注目を集める段階に至って

いる。

しかし、移住促進や関係人口創出に取り組む中、新たな課題が生じてきた。それは、単に数値上で移住者や関係人口が増えたとしても、決してそれの方が市民や団体と交わっているとは限らず、中には悩みを抱えながら解消の方向性を見いだせていない移住者も存在する。実際のところ、移住者側からは、「何かにチャレンジしてみたいと感じても移住者の気持ちがわかってもらえる相談窓口が無い」「移住者の希望に近い企業と接触できる機会が乏しい」「まちづくりに参画したくても地域に馴染めない」といった声が聞こえてきている。

また、たとえ移住者・関係人口と市民・企業の交流が促進されたとしても、そこに「新たなイノベーション・チャレンジ」を応援する仕組みが備わっていなければ、真の意味でヒューマンリソースを活かすことができたとは言い難い。移住者や関係人口が自身の新しい所属先を発見することができ、かつ市民とともに自己実現を達成することができる、多様なひとびとの活躍による地方創生の仕組みを構築することで、移住者の定住率向上と市民のチャレンジ文化創出を図り、ひいては地域雇用の創出と人材不足の解消に繋いでいかなければならない。

なお、全体を通じて本市の事業はノウハウを蓄積してきたところではあるが、これまでは主に行政主導で取り組んできたこともあり、持続可能性に課題を抱えている。今後は地域や企業との連携を推進した上で、真に持続可能な体制づくり確立していかなければならない。

本事業において解消すべき具体的な構造的課題は、以下の点に整理している。

## 1 移住者および関係人口受入に関する構造的課題

### (1) 移住者受入に関する課題

本市の移住促進や関係人口創出の取組は、これまで移住希望者に対して行政職員が住居紹介や就職相談などの課題を個別に支援することで移住者の信頼を勝ち取り、結果的に移住者が大きく増加する成果を創出することとなっ

た。しかし、現在の行政職員が中心となった体制では受入れ件数に限界があり、かつ事業ノウハウが市役所内部に偏在しているため、地域や企業と連携した持続可能な仕組みができあがっているとは言い難く、増え続ける業務に市職員を次々と投入していかなければならない消耗戦に陥っている。本市では順調に移住者が増加しているが、持続可能な取組形態となるよう、地域や企業の力を活かした受入体制を構築していかなければならない。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けつつも、これまでの実績を低下させないよう努力した結果、2021年1月に株式会社宝島社から公表された「2021年版住みたい田舎ベストランキング」において、4つの部門すべてにおいて全国1位を獲得するという偉業を成し遂げることができた。一方で、当初から構造的課題としている行政職員中心の体制からの脱却については、関係する法人が新型コロナウイルス感染症流行の影響から現業に注力しなければならない状況に至ったことから、当初予定よりも作業が遅れているのが実情である。今後、新たに設置した「産業支援コーディネーター」「まちの人事コーディネーター」との連携を図りながら、速やかに「移住コンシェルジュ」を設置し、持続可能な体制づくりに努めていくことが急務となっている。

## (2) 企業等の移住者および関係人口受入に関する構造的課題

本市には大学や専門学校が存在しないことから企業や団体等の多くは学生とのつながりを持ちにくく、また、小規模事業者が多くを占めていることから採用に特化した部署・人員の配置や投資を行うことが難しいため、採用や人材育成に特化したノウハウを蓄積している企業が極めて少ない現状である。

市内企業や団体等においては、よりよい人材を採用するために、従来の新卒等の採用だけでなく、移住者や関係人口、副業・兼業、高齢者や外国人など多様な人材の採用にも興味関心を持っている一方で、採用や人材育成に関するノウハウが乏しく、多様な人材を受け入れるための仕組みや職場環境の構築がなされていない。よって、令和2年度から法人の採用力強化や職場環境改善に向けた取組を支援する「まちの人事コーディネーター」を確保するとともに、「まちの人事機能」のあり方を明確化しようとしているところである。今後は、

企業等と求職者の双方にアプローチする新たな手法で、双方にとって満足度の高いマッチングとなるよう取組を進めるほか、企業の採用力強化や職場環境改善、さらには副業・兼業も含めた移住者やUIターン人材等をより良い形でマッチングしていくため、企業等に採用に関する現状と課題を認識させた上で自発的な行動変容へと結びつける取組が求められている。

## 2 働く場と活躍の場の創出（チャレンジしやすいまち実現）に向けた構造的課題

本市では、企業誘致政策から内発型産業政策への転換を図ることを目的に、1999年に主に新規産業創出や中小企業支援に取り組む公的機関として、第三セクターの産業支援機関となる「(株)西条産業情報支援センター（通称「SICS」）」を設立している。SICSは、バブル経済崩壊後の地域経済を支える相談窓口として地域中小企業に親しまれてきたが、今年で設立から20年目を迎え、近年の企業を取り巻く慢性的な人材不足などの課題の多様化を受け、既存のSICSのあり方では企業ニーズに対する十分なハンズオン支援を行うことが不可能となっている。

令和2年度からは、新たに「産業支援コーディネーター」を設置し、起業家の成長段階に応じたきめ細やかな支援や中小企業の売上に直結する営業力や販売力の強化を目指したマーケティング支援、更には「まちの人事コーディネーター」との連携により移住者や関係人口と中小企業ともマッチング支援に取り組むことで、新たなイノベーションを創出するという支援のあり方への転換を図っているところである。

あわせて本市には、市民が自発的に行う公益的な活動を総合的に支援し、団体相互の交流及び連携を促進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「西条市市民活動支援センター」がある。上記SICSと西条市市民活動支援センターにおいては、企業や団体といった地域法人の経営支援や財務支援など、求められる支援内容に類似性が見られることから、政策間連携を図りながら業務を推進しているところである。今後、関係人口および移住者等を含めた市民相互の繋がりによる新たなイノベーション創出や関係人口および移住者等と地域法人の双方にとって満足度の高いマッチングが実現するよう、更なる連携が求められているところである。

しかしながら、現在は離れた場所にある両センターの連携には限界が見られることや、利用者にとって真に必要な支援を一元的に提供することで新たなチャレンジがしやすい仕組みづくりを構築する必要があることから、機能の見直しとあわせて、施設の複合化によるワンストップでの支援が可能となる場を実現することにより、さらなる相乗効果の創出が求められている。

### 3 プラットフォーム構築をめぐる構造的課題

本市では、チャレンジしやすいまちを実現するための基盤となる「ヒト」「カネ」が集うプラットフォームの構築に向けて取組を行ってきた。「ヒト」が集う仕組みづくりにおいては、これまで本市での活躍を担う移住希望者を含む関係人口の取り込みを図るための情報発信を行ってきた。しかし、これまでの活動では、都市部の新聞社、テレビ局、雑誌、ネットメディアなどの記者やディレクター担当者との関係をうまく構築できたとは言い難く、効率的にメディアに対して周知を図り、情報発信を行っていく仕組みができあがっていない。持続可能な取組としていくためにも、早々にメディアリレーションの構築に軸を置いた取組に転換しなければならない。また、大都市近郊と比較し、本市は依然として全国的に認知度が低く、かつ地理的にも不利な状況下にある。そのような状況下では、いくらメディアリレーションを構築したとしてもパブリシティ獲得には繋がりにくく、現時点ではどうしても経費を含む一時的な協力を求めるケースが多くなっている。

「ヒト」の流れと共に「カネ」が集う仕組みづくりにおいては、トライアル的に行政主導によるSIB事業に取り組むとともに、令和2年度にふるさと納税を活用し（仮称）西条市ふるさとづくり基金を設置して、そこから志を持って地域活性化に取り組む事業及び団体を支援する仕組みを確立する予定としている。最終的には、法人格の有無を問わず、市民、企業、投資家、行政等がお金や人材などを出し合い地域課題を解決するコミュニティビジネスの立ち上げなどの支援と同時に、地域課題と一緒に取り組む人のつながり「社会関係資本」を作る仕組みに発展させていくことを想定している。しかしながら、今後は補助金に頼らず民間資金を活用しようとする市民意識を向上させるとともに、資金を循環させる仕組みづくりを行っていかなければならないが、現段階では

依然として市民意識は低い状況にある。加えて、地域内で将来ビジョンが共有できていない状況にあり、今後は市民に対する意識啓発を図ることに加え、市民と行政が協働で共通のビジョンづくりを行い、コミュニティ財団設立に際し必要となる多くの賛同者が得られる状況まで発展させていかなければならない。

令和2年度においては、特に「プロモーション・コーディネーター」を中心にパブリシティ獲得に向けたメディアリレーション構築に力を注いでおり、本市への移住促進に繋がるパブリシティの獲得はもとより、NTTドコモ社と連携して実施しているデジタルマーケティングを活用した情報配信の実証実験も獲得することができ、より先進的な取組の展開が可能となりつつある。今後、より早い段階において、「プロモーション・コーディネーター」が有するメディアリレーション構築のノウハウを習得することが大きな課題となっている。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

四国屈指の産業都市として発展してきた本市においても、例外なく急速な人口減少の影響が影を落としており、これまでも産業人材確保をはじめとする種々の取組を実施してきたところである。

しかしながら、市内に大学や専門学校が存在しない本市にとっては、特に19～24歳の若年世代が進学を機に市外・県外へ流出し続けるなど、生産年齢人口の著しい減少に伴う人材不足の深刻化を解消するための有効な手段を見いだせていない状況にある。本市としては、これまでの取組の強みを活かしつつ、持続可能なまちづくりに向けて更なる発展を目指すためには、その前提条件として、市外からの新たな力を流入させ、市民、企業、NPO等が繋がりあうことで、早期に生産年齢人口の減少に起因する活力衰退を抑制する仕組みを確立することが欠かせない状況となっている。

そこで、これまで本市が全国に先駆けて取り組んできた「内発型産業イノベーション」「移住促進」「関係人口創出」などの個々の強みを持続可能な形に転換して維持しつつ、活きた「情報」の発信収集と志の伴う「カネ」が集まり循環するプラットフォームの仕組みを融合し、時代の流れを受けて解消するこ

とが難しくなった課題を一元的に解消し、融合・発展させていくための仕組みづくりを目指す。

具体的には、移住者や関係人口と市民・企業が集い交流して有機的に繋がりがあひ、何事にもチャレンジしようとする意欲をわかせることができる「新たな人生チャレンジ」と、移住者や関係人口の力で活気を得た企業やNPO等がやりがいを持って西条を良くしようとする「新たなイノベーション・チャレンジ」の双方を融合した自立循環型の仕組みづくりと担い手育成を実現する。その成果として、本市へ移住した方が本市での生活に生きがいを感じることで定着率を高めるとともに、本市での居住実績の長い市民においても移住者との交流から新たな刺激を受け、地域の課題解決に向けてチャレンジしようとする相乗効果を創出する。加えて、本市がこれまで積極的に取り組んできた内発型産業を振興するためのハンズオン支援のノウハウを活かし、地域に新たな雇用創出を図るとともに、人材不足に悩む地域中小企業の課題解消にも繋がる。

**【数値目標】**

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
市内における起業、市内中小企業における新規事業、新規コミュニティビジネスの創出、およびまちの人事機能を通じて移住者・関係人口（U・Iターン人材、副業・兼業等を含む）を採用した件数（2020年度までは「市内における起業およびまちの人事機能を通じて就職（副業・兼業を含む）に至った件数」）	25.00	25.00	60.00
移住フルサポート機能を通じて増加した移住者の数（人）	55.00	60.00	95.00
プラットフォームを構成する関係人口（市外在住者・法人を含む）の増加数（人）	0.00	300.00	350.00

(仮称) 西条市ふるさとづくり基金を通じて支援した活動および団体数 (件)	0.00	2.00	3.00
---------------------------------------	------	------	------

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
80.00	90.00	90.00	345.00
105.00	110.00	115.00	485.00
370.00	385.00	400.00	1805.00
5.00	5.00	5.00	20.00

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援するプラットフォーム構築事業

##### ③ 事業の内容

「新たなチャレンジ応援プラットフォーム」の構築に努めるとともに、プラットフォームに集う「ヒト」「カネ」を活かすため、令和2年度に設置した「産業イノベーション機能」「まちの人事機能」の安定化を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち上げが遅れている「移住フルサポート機能」については、法人側の状況も加味しながら、段階的な機能確立を実現することで、個々の機能が有機的に繋がり合い、「新たな人生チャレンジ」と「新たなイノベーション・チャレンジ」の双方を実現する持続可能な仕組みを確立する。

なお、令和3年度からは、新たに地方創生拠点整備交付金を活用し、「まちの人事機能」「産業イノベーション機能」「移住フルサポート機能」の各種機能の一元集約化を図ることで、これまでの各機能における「政策間連携」から「政策融合」への新たな段階へと展開し、本市にける地方創生の取組を象徴する「チャレンジを応援するまちづくり」の拠点となる「ひと・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」を開設することとしている。当該施設は本市で初めての大型複合施設になるとともに、主要施策が融合した新たな地方創生都市モデルの実現に繋がるものと考えている。

## 1 移住者および関係人口受入に関する構造的課題に対応する事業

### (1) 移住フルサポート機能の確立

本市へ移住する人の流れを持続可能な形で拡大することを目的に、これまで行政だけに蓄積されてきた移住促進のノウハウを民間企業・団体と共有化し、新たに移住者や移住希望者が気軽に相談することができる「移住コンシェルジュ」を設置する。令和2年度時点において、移住者から選ばれるまちの実現に向けて着々と成果を創出しているものの、新型コロナウイルス感染症流行の影響から、「移住コンシェルジュ」設置に向けたアウトソーシング業務に影響が生じており、まずは令和4年7月に予定している「ひと・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」の設立を目途に、法人による当該施設への窓口設置に向けて作業を進めていく。その後、本市側における移住希望者に対する誘致に向けたアテンド業務、移住後の相談受付、本市への先輩移住者や移住希望者との相互ネットワーク業務などの段階的移行を目指し、東京圏域の人口減少が始まると予想されている2025年までに業務のアウトソーシング化と事業の安定化を図ることとする。

### (2) まちの人事機能の確立

新卒者の確保はもとより、本市への移住者、UIターン希望者、および副業・兼業を希望する関係人口の流れを拡大、高齢者や障がい者、外国人労働者など多様な人材が活躍できるよう、受入側となる地域中小企業の採用力強化と職場環境の整備を支援することとし、SICSが担う。具体的には、確固とした人事機能を有していない地域中小企業が都市部の企

業に対しても競争力をもって人材確保に努めることができるよう、令和2年度に設置した「まちの人事コーディネーター」を中心に、地域中小企業が有する人材確保面の課題やニーズを踏まえた採用力強化に係る仕組みづくり、就職氷河期世代やUIターン人材を受け入れるための仕組みづくり、都市部の企業と比較して不利な条件にあるヘルスケア対策やワークシェアリング制度の導入を支援することで多様な人材の受入環境の整備に着手する。また、「ひと・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」を開設する2022年7月には「まちの人事機能」を当該施設に移転し、「産業支援コーディネーター」や「移住コンシェルジュ」との連携を深めながら、すべての機能のワンストップ化を図り、真に人が集い活躍することができる生涯活躍のまちの実現する仕組みを構築する。

## 2 働く場と活躍の場の創出（チャレンジしやすいまち実現）に向けた構造的課題に対応する事業

### （1）産業イノベーション機能の確立

SICS機能のあり方再編に取り組むと共に、地域で活躍したい思いを有する移住希望者や関係人口が、企業やNPO等と連携して働く場と活躍の場を創出することができるよう、令和2年度に新たに設置した「産業支援コーディネーター」を中心とする取り組みを展開する。また、「ひと・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」を開設する2022年7月には「産業支援コーディネーター」を当該施設に移転し、「まちの人事コーディネーター」や「移住コンシェルジュ」との連携を深めながら、本市における新たなイノベーションを創出する仕組みづくりを展開する。

以下、本市の産業構造を鑑みた上で、製造業などの「地域中小企業を中心とするイノベーション創出機能」と、コミュニティビジネスなどの「NPOを中心とするイノベーション創出機能」に切り分けて取り組む。

#### ■地域中小企業を中心とするイノベーション創出機能

本市の強みである産業振興を中心としたまちづくりを中心とする取組であり、SICSが担う。具体的には、現在、行政が中心となって取組を推進している創業支援、中小企業支援などの業務をSICSが担うべき業務として位置づけるとともに、地域中小企業が有している新たなイ

ノベーション創出に関するニーズを把握し、イノベーション創出に向けた支援を展開する。更には、移住者や関係人口の活用を踏まえながら、地域中小企業等が抱える販路開拓の課題を解消することを目的に、国内のみならず、松山空港からの直行便開設を機に経済交流が活性化している台湾に対する産業連携やビジネスマッチングの可能性を模索することで、地域経済の底上げを目指す。

#### ■NPOを中心とするイノベーション創出機能

近年、本市で興味関心を抱く方が増加しているコミュニティビジネス等について、取組を希望する移住者や関係人口の力を活かして更なる活性化を図るものであり、NPO法人西条まちづくり応援団が担う。具体的には、市民活動として推進されている各種取組が自立自走するよう支援を行うとともに、移住者または関係人口と市民および団体との交流を促し新たな地域活性化に向けたイノベーションを創出する。

### 3 プラットフォーム構築をめぐる構造的課題に対応する事業

#### (1) 新たなチャレンジ応援プラットフォームの構築

本事業の基盤となる機能として、「ヒト」「カネ」が集うプラットフォームを構築する。「ヒト」が集う仕組みづくりにおいては、令和2年度に任命した「プロモーション・コーディネーター」を中心に、引き続き、都市部における移住希望者を含む関係人口の増加を目的に、届けたい情報がしっかりと届くようマーケティングの視点からターゲットを絞り込んだ上で、これまで構築できていなかったメディアリレーションの構築とノウハウの習得に取り組む。また、「プロモーション・コーディネーター」が有するメディアリレーション構築のノウハウを習得することを視野に入れ、段階的な人材（職員）育成に着手する。加えて、新たに統合・開設した移住プロモーションサイトを核として、引き続きNTTドコモとの連携のもと、本市に興味関心を抱いている方のデータ分析を行い、明確なターゲットングを行うことでPDCAを回転した効果的な取組を展開する。

#### (2) 資金循環のための仕組みの構築

「ヒト」の流れと共に「カネ」が集う仕組みづくりにおいては、現在

トライアル中であるSIB事業の本格化を図りながら、引き続きコミュニティ財団設立に向けた検討を継続する。新型コロナウイルス感染症流行の影響から議論が遅れているところであるが、将来的には「ローカルファンドを考えるコアメンバー会議」において出された意見を具現化した仕組みにより、支援体制を確立することを目標とし、仕組みの構築、運用、賛同者募集に関するノウハウの蓄積などの準備作業を進めるとともに、市民や市内企業のみならず、市外に居住する関係人口や法人からの賛同を得て資金面からの応援もしていただくことができるよう、広く情報発信を行う。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

本事業の中心的役割を担うこととなるSICSは、支援を要する企業による会員制度を設けている。今後、本事業を通じてSICSが支援の枠組みを拡大し、特に地域中小企業にとってメリットの大きい「まちの人事機能」を稼働させることで新たな会員企業の獲得に繋がることとなり、それらを自主財源の一部として活用することを考えている。また、行政としても、地域への資金循環の仕組みづくりに取り組むこととしており、足元の緩いコミュニティビジネス等が安定して自立することができるよう、かつ当該事業の必要経費の一部を賄っていくことができるよう、ふるさと納税も含め、多くの共感者からの資金的アプローチを可能とする仕組みの創設を予定としている。

また、2020年度においては、2022年7月の開設に向けて「ひと・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」の整備に嫡出することを表明したことなどを受け、本市とつながりのある企業からの企業版ふるさと納税制度を活用した寄附申出を頂戴するなど、新たな自主財源確保に向けた動きが生じたところである。

これらの自主財源を差し引いて不足する財源については、本市への更なる移住者増などの要因を通じて市税収入の増加が見込まれることから、本市として一般財源を投入することを想定している。

## 【官民協働】

本市の強みとなっている移住促進や関係人口創出の取組においては、これまで行政主導で成果創出に向けて取り組んできたこともあり、持続可能性という観点から課題を抱えてきた。今後、持続可能な仕組みを構築する上で、公民連携は重要なポイントになると考えている。

特に、まちの人事機能、産業イノベーション機能の創設においては、本市が地域金融機関をはじめとする各方面からの出資、支援を受けて設立・運営しているSICSが中心的役割を担う。また、SICSをコーディネーターとして、市民活動団体が設立・運営している「NPO法人西条まちづくり応援団」、本市が推進する「ローカルベンチャー誘致・育成事業」でコーディネーターに携わった人材が連携して事業を推進する。

更には、SICSの民間企業とのネットワークを活かして地域中小企業との間のマッチングに取り組むなど、公民連携のみならず、民間企業同士の連携も促進することで、更なる成果の創出を実現することを想定している。

## 【地域間連携】

愛媛県新居浜市、四国中央市、西条市の東予ものづくり三市では、従来からものづくり産業振興という共通課題を抱える三市が連携して推進協議会を設置し、合同就職説明会や技術シーズ展示会を開催してきた実績がある。本事業は、これらの三市のうち唯一市内に大学や専門学校が存在しない本市が、自身の強みでもある移住促進や関係人口創出の取組を活かして成果創出を目指すものであるが、東予三市は従来から産業構造が類似し、かつ経済圏域が同一であることから、移住希望者のマッチングやイノベーション支援を実施することにより、当該圏域への広い波及効果も見込まれる。

## 【政策間連携】

本事業では、既に本市の強みとなっている「内発型産業イノベーション」「移住促進」「関係人口創出」などの政策を融合するところを起点としているため、公民連携のもと「チャレンジ」というキーワードのもと、自然の形で政策間連携を図ることが可能となる。また、2022年7月には「ひ

と・夢・未来創造拠点複合施設（仮称）」を開設することとしており、それぞれの機能の一元集約化を図ることでサービスのワンストップ化を実現することとしている。このことは、これまで「政策間連携」を進めてきたそれぞれの機能における「政策融合」を図るものであり、本市の取組を更に一段階底上げし、全国の地方創生モデル事業として注目を集めるものと考えている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部組織による検証については、毎年度8月に西条市まちづくり市民会議においてK P Iの達成状況、効果・検証及び評価を受ける。

議会における検証については、毎年度6月に西条市議会議員全員協議会においてK P Iの達成状況、効果・検証及び評価を受ける。

【外部組織の参画者】

西条市まちづくり市民会議構成員

【検証結果の公表の方法】

毎年度、検証終了後、ホームページ上で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 508,192千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

## 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

### (1) 地域創生推進事業

#### ア 事業概要

産学官連携拠点施設「西条市地域創生センター」を拠点とした大学など高等教育機関との連携を基軸として、民間（企業・市民団体・地域等）、市内高等学校、行政の各主体で形成するベストパートナーシップ（多様で柔軟な連携促進）が連携し、地域課題解決に資する各種取組を須出する。また、各種学会の誘致、ゼミ合宿および滞在型地域研究活動の誘致に取り組み、学生や研究者をターゲットとした交流人口の拡大、さらには将来的な関係人口の拡大を図る。

#### イ 事業実施主体

愛媛県西条市

#### ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。